

京都労働局からのお知らせ(26)

◇申告・納付の手続きは 6月1日(木)から7月10日(月)までに! ◇

◇ 令和5年度の保険率等について ◇

労災保険率、特別加入保険料率及び労務費率については、令和5年度の改定はなく、現行のままとなります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険率については、一般の事業は 15.5/1000、農林水産・清酒製造の事業は 17.5/1000、建設の事業は 18.5/1000 となります。

手続きは次のいずれかの方法で(全ての事業主様に手続きを行っていただく必要があります)

申告書の作成方法について～ご案内～

「労働保険の年度更新申告書」の作成方法に係る映像「継続事業用編」「一括有期事業(建設の事業)用編」が、YouTube(厚生労働省動画チャンネル)にてご覧になれます。是非、ご活用ください。

また、年度更新手続きなど一般的なご質問は、同封リーフレット記載の コールセンター (0120-665-776)へお問い合わせください。

電子申請にて申告書を提出される事業主の方

詳細は、同封の「労働保険年度更新 申告書の書き方」リーフレットで、次の事項をご覧ください。

○初期設定から導入作業までや画面操作方法等の問い合わせ先

e-Gov(電子政府)HP (<https://www.e-gov.go.jp>)

e-Gov(電子政府)利用者サポートデスク TEL: 050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)

○労働保険年度更新申告書に関わる操作方法についての問い合わせ先

京都労働局労働保険徴収課 TEL: 075-241-3213

郵送にて申告書を提出される事業主の方へ

事業主控等の返送が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

誤送付防止のため、返信用封筒がない場合は、事業主控え等を返却できませんので、ご了承ください。

7月上旬に郵送された場合、返送に数週間要することがあります。提出は、お早めをお願いします。

京都労働局あて提出用封筒を同封していますのでご利用ください。(切手は貼付ください。)

金融機関に申告書を提出される事業主の方へ

銀行、信用金庫、郵便局など日本銀行代理店の金融機関にて、保険料を納付される際、申告書と納付書を切り離さずに一緒にお出しになると、申告書を提出することができます。

※金融機関では申告書の内容審査は行われません。提出前に再度内容チェックをお願いします。

※保険料の口座振替を利用されている場合は、金融機関窓口での納付がありませんので、金融機関を経由して申告書を提出いただくことはできません。「電子申請」や「郵送」を是非ご利用ください。

申告書作成においては、同封の「令和4年度確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表／令和4年度確定保険料算定内訳」をぜひ活用ください。

また、京都労働局ホームページ【[各種法令・制度・手続き](#)＞[労働保険関係](#)＞[労働保険の手続き](#)＞「[令和5年度労働保険年度更新手続きについて](#)」】から自動計算機能付の様式をダウンロードしていただけます。

原則提出は不要ですので、事業場で保管ください。

受理印が必要な場合は、お手数ですが「提出用」と「事業主控」の2部を作成の上ご提出ください。

■お知らせ～電子申請体験コーナーを開設しています～■

◇日時 平日10:00～16:00 の事前予約制(下記問い合わせ先まで)

体験コーナーの所要時間は30分～1時間半程度

◇場所 京都労働局3階 労働保険徴収課 問い合わせ先:TEL(075)241-3213

京都上労働基準監督署 労災課 問い合わせ先:TEL(075)462-5125

◇内容 ・ 電子申請の初期設定から労働保険の成立届や申告書の入力まで、担当職員がマンツーマンで支援を行います。

・ 電子申請の操作や入力を体験いただき、事業所で電子申請の導入検討の参考にしていただくことを目的としています。

窓口で申告書を提出される事業主の方へ ～申告書受付会場のご案内～

労働保険徴収課では、**6月1日(木)以降『随時』**申告書を受け付けています。

申告期限が近づきますと窓口が大変混雑しますので、手続きはお早めをお願いします。

京都労働局 労働保険徴収課		開庁時間(8:30～17:15)内にお越しください。 <u>時間帯によって受付会場が異なりますので、庁舎1階案内掲示をご覧ください。</u>	
所在地	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 *お車での来場はご遠慮ください	☎	075-241-3213
受付期間・会場	6月1日(木)以降、随時(土日祝日を除く)	3階 労働保険徴収課	
	6月26日(月)～7月10日(月)	6階 会議室	

労働局や労働基準監督署の申告書受付会場へお越しいただく際には、次のことにご留意ください。

▷申告書受付窓口では、アルコール消毒の設置・職員に対する手洗いや咳エチケットの徹底などの対策を講じ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めております。それでも、窓口が来庁される方で混雑するため、感染拡大防止の観点からも、来庁される皆様にもマスク着用や手指消毒にご協力いただくとともに、

申告書の届出については、「電子申請」や「郵送」の積極的な活用をお願いします。

▷申告・納付期日(7月10日)が近づきますと、窓口が大変混雑し、長時間お待たせしてしまうことが予想されます。手続きは、お早めに、お願いします。

▷**監督署においては、雇用保険のみ成立の事業場(263で始まる労働保険番号)の保険料を納付いただくことはできません。金融機関にて納付をお願いします。**なお、窓口の混雑状況によっては、雇用保険のみ成立の事業場以外の保険料納付もお断りする場合がございます。

できるだけ、口座振替制度のご利用や金融機関での納付にご理解・ご協力をお願いします。

労働基準監督署

受付期間:6月1日(木)以降、随時(土日祝日を除く)

受付場所(労災課窓口、又は会議室)は、各庁舎内の案内掲示をご確認ください。

労働基準監督署	所在地	電話番号
京都上 労働基準監督署	京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19 *お車での来場はご遠慮ください	075-462-5125
京都下 労働基準監督署	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル5階 *駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。	075-254-3198
京都南 労働基準監督署	京都市伏見区奉行前町6 *お車での来場はご遠慮ください	075-601-8324
福知山 労働基準監督署	福知山市内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階	0773-22-2181
舞鶴労働基準監督署	舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎6階	0773-75-0680
丹後労働基準監督署	京丹後市峰山町杉谷147-14	0772-62-1214
園部労働基準監督署	南丹市園部町新町118-13	0771-62-0567

提出期限(7月10日)が近づきますと、窓口が大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。

公共職業安定所

こちらの会場では、混雑緩和のため、申告書の受付(書き方の相談等)のみとなります。保険料の納付については、口座振替制度のご利用や金融機関での納付にご理解・ご協力をお願いします。

受付日	受付時間	受付会場
6月16日(金)	13:00~15:30	ハローワーク 木津 ☎ 0774-73-8609 木津川市木津駅前1-50 木津地方合同庁舎1階
6月23日(金)	13:00~15:30	ハローワーク 宇治 ☎ 0774-20-8609 宇治市宇治池森16-4
7月 5日(水)	10:00~15:30	ハローワーク 宮津 ☎ 0772-22-8609 宮津市中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階

申告書の記入を終えられた皆さま、記入もれはありませんか?もう一度ご確認ください

- [] ②⑤「事業又は作業の種類」欄は記入されていますか?(業種に変更はございませんか?)
⇒主たる事業内容(業種)に変更があれば、「名称・所在地等変更届」の提出が必要です。
- [] 申告書④常時使用労働者数、⑤雇用保険被保険者数は記入されていますか?
*一括有期事業の場合も必ず常時使用労働者数は記入してください。(元請現場で就労する全ての労働者(下請労働者含む)の1日当たり平均人数を記入してください。)
- [] 延納の場合⑰欄の延納回数、充当の場合⑳欄の充当意思コードの数字は記入されていますか?
- [] ⑳「期間別確定保険料算定内訳」欄は、記入されていますか?

ご注意ください。次のような場合も、申告手続きは必要です。

事業を廃業している

同封の申告書で「事業廃止」の申告を行い、保険料を精算、保険関係を終了します。「労働保険 年度更新申告書の書き方」記入例「事業を廃止した場合」をご覧ください。

*** 令和5年3月31日までに廃業の場合**

⇒ 同封の申告書で「事業廃止」の申告を行い、保険料を精算、保険関係を終了します。申告書に、令和4年度確定保険料、事業廃止年月日・廃止理由を記入します。

*** 令和5年4月1日以降に廃業の場合**

⇒ ①同封の申告書と②令和5年度廃止に係る申告書の2通の申告書が必要になります。

* ①同封の申告書で、令和4年度確定・令和5年度概算保険料を申告します。

* ②の申告書では、令和5年4月1日から事業廃止日までの保険料を算出し、事業廃止年月日・廃止理由を記入します。

詳しくは、京都労働局、又は労働基準監督署にお問い合わせください。

雇用労働者がいない

*** 今後、労働者を雇用する予定がない場合**

⇒同封の申告書で、「事業廃止」の申告を行い、保険料を精算、保険関係を終了します。記入方法は、「事業を廃業している場合」と同様です。

*** 再び労働者を雇用する予定がある場合**

⇒同封の申告書で、申告し、保険関係を継続します。

ただし、概算額0円での申告はできませんので、賃金支払い見込額を計上し、概算保険料を算出して下さい。

労働保険事務組合に事務委託した

同封の申告書で、保険関係の廃止手続きが必要です。

事務委託すると、新たに労働保険番号が振出されますので、委託後はこれまでの労働保険番号は使用できません。

記入方法は「事業を廃業している場合」と同様です。

事業場を移転した

同封の申告書で申告が必要です。(京都府内・他府県いずれの移転も)

併せて、移転先を管轄する労働基準監督署へ「名称・所在地等変更届」の提出が必要です。

詳しくは、京都労働局、又は労働基準監督署にお問い合わせください。

* 労働保険制度や年度更新手続きなど一般的なご質問は、同封リーフレット記載のコールセンター(0120-665-776)へお問い合わせ下さい。

* 集合受付など、リーフレットの内容に係るご質問は、下記へお願いします。

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

京都労働局総務部 労働保険徴収課

(TEL:075-241-3213)

申告書の記入を終えられた皆さま、記入もれはありませんか？もう一度ご確認ください